

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき支給される理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤理事のうち会長には、報酬を支給する。
- (2) 常勤の常務理事には、報酬を支給する。
- (3) 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の常務理事には、賞与を支給する。
- (4) 会長以外の非常勤理事には、報酬を支給しない。
- (5) 監事には、事業報告及び決算に関する監査を行った場合に報酬を支給する。

(報酬等の額及び算定方法)

第3条 役員の報酬等の額及び算定方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長、常務理事及び監事の報酬は、別表1に定める額
- (2) 常務理事の賞与は、別表2に定める計算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第4条 役員の報酬等の支給日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長及び常務理事の報酬は、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与等規程第10条に準じた日とする（次号において同じ。）。
- (2) 常務理事の賞与は、毎年6月30日及び12月10日とする。
- 2 監事の報酬は、事業報告及び決算に関する監査を行った都度、支給する。
- 3 報酬等の支給は、役員本人が指定する金融機関への振込みによって行う。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに会長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 会長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、退任日及び解任された日の前日までの報酬を支給する。
- 3 前二項における月の中途に就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 (平成29年6月21日)

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 平成29年4月1日施行の社会福祉法人高知県社会福祉協議会役員報酬及び職員給与並びに旅費等規程は、この規程の施行に伴い廃止する。

別表1 (第3条第1号関係)

役職名	報酬の額
会長	月額 250,000 円
常務理事	月額 328,000 円
監事	日額 10,000 円

別表2 (第3条第2号関係)

賞与の 支給時期	計算式
6月	報酬月額×1.2(役職加算)×基準日以前6箇 月内の期間における在職期間×1.40月分
12月	報酬月額×1.2(役職加算)×基準日以前6箇 月内の期間における在職期間×1.55月分

備考 上記在職期間の算定は、職員給与等規程第22条に準じる。